

第31回広島大学経営協議会議事要録

日時 平成23年6月23日(木) 13時05分～13時58分

場所 広島大学学士会館(2階「レセプションホール」)

出席者 学外委員：有本，大歳，大南，小笠原，佃の各委員
学内委員：浅原，坂越，土屋，岡本，山根，越智，河本の各委員

列席者 川崎副学長，富永副学長，西口監事，間田監事，坂下学長補佐，佐藤学長補佐，相田学長補佐，古澤副理事，飛田副理事，松浦副理事，渡部副理事，藤原副理事，青山副理事，宮地副理事，西谷副理事，相原副理事，西田副理事，渡邊副理事，森副理事，山口副理事，高橋副理事，三井副理事，甲斐副理事，竹内学長支援グループリーダー，寺本法学部長，宜名眞経済学部長，吉栖医学部長，高田歯学部長(代理)，大塚薬学部長，檜原総合科学研究科長，山内文学研究科長，棚橋教育学研究科長，富岡社会科学研究科長，出口理学研究科長，高畠先端物質科学研究科長，川真田保健学研究科長，吉田工学研究科長，江坂生物圏科学研究科長，小林医歯薬学総合研究科長，木下法務研究科長，神谷原爆放射線医科学研究所長，茶山病院長

(開会)

開会に当たり，浅原学長から挨拶及び委員の紹介があった。

また，議事に先立ち，浅原学長から以下の議事の追加について提案があり，これを承認した。

- ・ 霞地区における病院駐車場用地の取得と用地の一部交換譲渡について
- ・ 就業規則の改正について

(議事の1)

● 平成22事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

(浅原学長提案，説明，別紙1)

◇ 国立大学法人は，国立大学法人法施行規則第10条において「各事業年度において年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を作成すること」とされている。

本学においても，国立大学法人評価委員会の評価を受けるため，各組織において，年度計画の実施状況について点検・評価を行い，その結果を基に，各室で「実績報告書」の第一次案を作成し，本学評価委員会及び各部局等の意見等を踏まえ，「実績報告書(案)」を取りまとめた。

なお，教育及び研究の状況については，教育研究評議会でも審議の上，役員会の議を経て決定し，国立大学法人評価委員会に提出する。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会に付議することとした。

(議事の2)

● 平成22年度決算について

(浅原学長提案，河本理事(財務・総務担当)説明，別紙2)

◇ 国立大学法人は，国立大学法人法の規定に基づき，財務諸表等を文部科学大臣及び会計検査院長に提出することとなっているため，別紙のとおり「平成22年度決算報告書(案)」を作成した。

平成22年度決算のポイントは2点あり，1点目は平成22年度からスタートした中期目標期間の初年度の決算であること，2点目は第1期中期目標期間の最終年度(平成21年度)は，目的積立金や補正予算(国)等の執行により資産・未払金・費用・収益共に増額となっていること，また，最終年度のみ特別な会計処理として未使用(退職給付等)の運営費交付金債務を全額収益化したことによる未処分利益(総利益)の増加があり，他年度との比較においては留意が必要である。

まず，「平成22年度貸借対照表」について，当期末処分利益は24.2億円(うち大学分1.6億円，病院分

22.6億円)となっており、「資産の部」については、現金・預金・有価証券(流動資産)が、平成21年度の特異な会計処理による24億円の国庫納付が影響して減額となっている。また、「負債の部」については、平成22年度に導入した教員の定年延長人事制度による退職者数の減に伴う退職給付予算(交付金)残額増の要因により、運営費交付金債務が増額となっている。結果、「資産合計」「負債・純資産合計」とともに2,014.3億円となっている。

次に、「平成22年度損益計算書」について、経常費用のうち、人件費が平成22年度に導入した教員の定年延長人事制度による退職者数の減に伴う退職給付費用の減の要因により減額となった。また、臨時損失については、東日本大震災に際しての医療活動支援及び災害救援物資支援に要した経費等の増の要因により増額となった。結果として、当期総利益は24.2億円(対前年度13.7億円減)となった。そのうち、現金の裏付けがあり事業の用に供することが可能な目的積立金相当額は8.3億円であり、文部科学大臣の承認を得て目的積立金として繰り越し、学生宿舎整備事業、病院診療棟整備事業に充てる予定である。

平成22年度決算配分(大学分)については、部局総枠予算残7.6億円のうち、1.8億円については目的積立金対象外現金を充て、5.0億円については部局間貸借により決算配分を行う予定である。なお、目的積立金予定額に組み入れる部局総枠予算残0.8億円については、各部局等の決算残額に応じて按分計算する予定である。

引き続き、西口監事から、平成22事業年度に係る財務諸表、事業報告書及び決算報告書は、国立大学法人広島大学の業務運営の状況を適正に示していること等の監査報告があった。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会に付議することとした。

(議事の3)

● 平成24年度概算要求事項について

(浅原学長提案、河本理事(財務・総務担当)説明、別紙3)

◇ 学内の要求事項の中から、学内におけるヒアリング(3月4日開催)の状況等を踏まえ、平成24年度概算要求事項案を作成した。

特別経費(プロジェクト分)に関しては、6項目に分類された中から最大4項目を選択して要求することとなっており、本学では第2期中期目標・中期計画との整合性を図りながら各プロジェクトを以下の4項目に分類し、要求を行っている。

- ・国際的に卓越した教育研究拠点機能の充実
- ・高度な専門職業人の養成や専門教育機能の充実
- ・大学の特性を生かした多様な学術研究機能の充実
- ・産学連携機能の充実

内容については、別紙「平成24年度概算要求事項(案)」中●を付した事項、組織整備計画に係るもの1件、特別経費に係るもの35件(新規プロジェクト分8件、継続プロジェクト分14件、基盤的設備等整備分9件、全国共同利用・共同実施分2件、教育関係共同実施分1件、組織改革促進分1件)及び施設整備補助金等に係るもの11件を文部科学省に概算要求する。

これらのうち、組織整備計画に係る1件は、大学院医歯薬学総合研究科と大学院保健学研究科の改組・再編及び入学定員の改訂等を行うものである。

なお、特別経費に係るもののうち、基盤的設備等整備分については、各担当理事から推薦された設備のうち、優先順位が上位のものを概算要求する。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

なお、下記の事項について質疑応答を行った。

- ・大学院医歯薬保健学研究科の設置構想について

(議事の4)

● 学長選考会議委員の選出について

(浅原学長提案, 説明, 別紙4)

- ◇ 学長候補者の選考に当たっては、国立大学法人法第12条により、経営協議会学外委員及び教育研究評議会評議員(学長及び理事を除く。)の同数の委員をもって構成する学長選考会議を設置することとされており、本学の学長選考会議委員の人数については、経営協議会学外委員から4人、教育研究評議会評議員(学長及び理事を除く。)から4人を選出することとしている。

教育研究評議会からは、別紙の4人を選出している。

については、前期の経営協議会学外委員の任期満了に伴い、このたび任命させていただいた経営協議会学外委員7人のうちから4人の学長選考会議委員を選出することについて意見を伺いたい。

以上の提案・説明があり、意見交換の後、審議の結果、有本委員、大南委員、小笠原委員及び北島委員の4人を選出した。

なお、下記の事項について質疑応答を行った。

- ・学長選考に関する審議の継続性について

(議事の5)

● 平成23年6月期役員の期末手当の支給額について

(浅原学長提案, 河本理事(財務・総務担当)説明, 別紙5)

- ◇ 役員のうち、学長及び監事(常勤に限る。)に支給する期末手当の支給額については、役員報酬規則第7条第5項の規定により、当該役員の業績を勘案し、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で支給額を増減させることができることにしているが、平成23年6月期においては、特に増額又は減額を行わないこととしたい。

また、学長及び監事以外の役員については、在任期間における業績を勘案し、勤勉手当の勤務成績割合を個別に決定することとしているが、学長に一任していただきたい。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(議事の6)

● 震地区における病院駐車場用地の取得と用地の一部交換譲渡について

(浅原学長提案・河本理事(財務・総務担当)説明, 別紙6)

- ◇ 慢性的な駐車場不足解消のため、広島市から病院駐車場として借用中の用地(借料年間約700万円)の取得に向け、広島市との間で、①本学用地との一部交換譲渡、②交換譲渡後の残地の購入を行うこととしたい。

なお、本学用地の一部交換譲渡については、「重要な財産の譲渡」に当たるため、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣の認可を受けるため必要な手続きを行う必要がある。

また、交換譲渡後の残地の購入費用は、平成23年度病院収入から支出予定である。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会に付議することとした。

(議事の7)

● 就業規則の改正について

(浅原学長提案・河本理事(財務・総務担当)説明, 別紙7)

- ◇ ①病気休暇制度・病気休職制度の見直し(平成23年10月1日施行予定)、②事務・技術系契約職員のうち、契約病院用務員の1月以内の変形労働時間制に係る勤務パターンの変更(平成23年8月1日施行)

に伴い、就業規則を改正することとしたい。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会に付議することとした。

(報告の1)

● 東日本大震災に係る広島大学の対応について

(浅原学長報告, 資料1)

◇ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る本学の対応状況について、報告があった。

(報告の2)

● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について

(浅原学長報告, 資料2)

◇ 広島大学経営協議会(第11回～第30回)において学外委員から指摘のあった事項に対する本学の対応状況について、報告があった。

以 上